

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会 規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、佐久市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、佐久市中込3056番地佐久市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 佐久市地域公共交通計画（令和5年3月策定。以下「地域公共交通計画」という。）に基づく公共交通事業の実施、効果の検証及び評価に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の変更及び次期計画策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 長野県知事の指名する者
- (2) 市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 道路管理者
- (5) 長野運輸支局長の指名する者
- (6) 公安委員会
- (7) 住民又は公共交通機関の利用者
- (8) 学識経験者
- (9) その他市が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の任務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、環境部生活環境課内に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には環境部生活環境課長級職員、事務局員には生活環境課職員をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 委員が所属する団体からの負担金

(2) 国からの補助金

(3) その他の収入

(収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第 17 条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会が解散時に保有する財産の帰属については、協議会において議決する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。